

令和 元年 6 月 27 日

「下水道の整備に伴う一般廃棄物等の合理化に関する特別措置法」
に関する請願書

長崎市議会議長 佐藤正洋様

紹介議員

長崎市議会議員

氏名 武次良治 (武次)

氏名 五輪清隆 (五輪)

氏名 岩永敏博 (岩)

氏名 久八寸志

氏名 東竜也 (東)

氏名 内田隆英 (内)

請願人

団体名 長崎市環境整備事業協同組合

代表者 代表理事 向井 秀樹

連絡先 長崎市鳴見町 8 7 番地

電話



(請願趣旨)

日頃より私ども一般廃棄物収集運搬事業へのご理解とご協力に深く感謝申し上げます。
当組合は、一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥等)処理業等を行う者で構成され、市民の生活環境の維持・向上に必要不可欠なサービスを提供していることを誇りに思うとともに、強い責任感のもと日々の業務に当たっていると自負しております。

近年、合併地区においては下水道、農業集落排水、漁業集落排水等の整備に伴い、一般廃棄物処理業等が減少し、事業の継続に不安を抱く声が多数寄せられています。このような状況に、組合としても適正な業務の遂行上強い危機感を覚えたため、熟慮の上、本請願書を提出する次第です。

ご承知の通り、下水道等の整備の推進により、し尿等の収集量が年々減少しています。また、県内の人口減少、特に離島地区における人口減少、過疎化は統計予測を遥かに超えています。各組合員も業務の効率化とコストの削減に最大限の努力を行っています。しかしながら、私ども業界をとりまく環境は厳しさを増す一方であり、業務の維持、継続は日々困難を極めております。

先般の東日本大地震、熊本地震、九州北部豪雨などの事例でも明らかな通り、特に災害時には、行政と私どもとが密接に連携し、迅速な対応をおこなうことが求められており、たとえば下水道整備や人口減少が進んでも、欠かすことのできない業務であることは、疑いのないところであります。

明治33年の「汚物清掃法」から始まり、昭和29年「清掃法」、昭和45年『廃棄物の処理及び清掃に関する法律「廃棄物処理法」』昭和50年『下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法「合特法」』が施行され、平成に入り農水省、厚労省、国交省、環境省などの関連室長名で合特法関連の通知が都道府県などになされたことはご承知の通りです。

その目的として、下水道の整備により業務減少などの大きな影響を受ける、し尿処理業者の近代化、合理化により、業者の業務安定を保持することと廃棄物の適正処理が謳われています。つまり、業者の救済だけでなく、徐々に減少しつつも最後の一軒が下水道に繋ぎ込まれる迄の期間、し尿処理業務は全体の規模を縮小しつつも継続しなければならない現実を踏まえ、業者支援によって、市町村自身が『し尿の適正処理』を確保することを法の目的としています。

現在、私どもにおきましても、年々収集量の減少、燃料費の高騰等、此処に至って最早自助努力だけでは厳しい経済状態に直面しており、業務の安定継続が困難な状況です。合特法の目的や制定の主旨にのっとり、速やかな法に基づいた市による支援と合理化事業の実施を請願するものであります。

(請願項目)

- 1) 合特法(昭和50年5月23日施行 法律第31号、衛環第120号 四六通知)に基づく転換業務等を速やかに実施されたい。
※合理化事業計画の策定と速やかな実施、導入。

以上

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業 等の合理化に関する特別措置法

(昭和50年5月23日)
法律第31号

改正 昭60法律104

(目 的)

第1条 この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による市町村長（特別区に存する区域にあっては、都知事）の許可を受け、又は市町村（特別区に存する区域にあっては、都）の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業をいう。

(一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認)

第3条 市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業（以下「合理化事業」という）に関する計画（以下「合理化事業計画」という）を定め、都道府県知事の承認を受けることができる。

2 合理化事業計画は、下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項、下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業等を行う者に対する資金上の措置に関する事項その他厚生省令で定める事項について定めるものとする。

3 都道府県知事は、第1項の承認の申請があった場合において、その合理化事業計画が厚生省令で定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をするものとする。

(合理化事業計画の変更)

第4条 市町村は、前条第1項の承認に係る合理化事業計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の承認について準用する。

(合理化事業の実施)

第5条 市町村は、合理化事業計画に基づき、合理化事業を実施するものとする。

(市町村に対する資金の融通等)

第6条 国は、市町村に対し、合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に関し、必要な資金の融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

(事業の転換に関する計画の認定)

第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適當である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(認定を受けた者に対する金融上の措置)

第8条 国又は地方公共団体は、前条第1項の認定を受けた一般廃棄物処理業を行う者に対し、当該認定を受けた計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金につき、金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(就職のあっせん等)

第9条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(特別区に関する特例)

第10条 特別区に存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律(第2条を除く)の規定中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日〔昭和50・5・23〕から施行する。
- 2 厚生省設置法(昭和24年法律第151号)の1部を次のように改正する。

第9条の2第1項11号の次に次の1号を加える。

11の2 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年法律第31号)を施行すること。

附 則 〔昭和60法律104〕

この法律は、公布の日〔昭和60・12・27〕から施行する。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する 特別措置法の施行について（依命通知）

昭和50年10月21日
厚生省環第676号各都道
府県知事宛厚生事務次官通知

下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）は、第75国会において成立し、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行令（昭和50年政令第161号）とともに、昭和50年5月23日公布、即日施行された。また、これに伴い下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則が昭和50年10月20日の厚生省令第37号をもって、公布、即日施行された。

本法律は、一般廃棄物処理業等が国及び地方公共団体における下水道の緊急かつ計画的な整備等により受ける著しい影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理の確保を図り、ひいては国民の公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することを目的として制定されたものであるので、その運用に当たっては、特に次の事項に留意のうえ、これが実施に遺憾なきを期せられたく、命により通知する。

おって、貴管下市町村に対する周知指導方よろしく願います。

記

1 制定の趣旨

下水道の整備並びに海洋汚染防止法に基づくし尿及びし尿浄化槽汚での海洋投入処分に対する規制の強化は、環境の保全上緊急かつ重要な施策であるが、国及び地方公共団体におけるこのような施策の推進に伴い、市町村長の許可又は市町村の委託を受けてし尿の処理を業とする者及び市町村長の許可を受けてし尿浄化槽の清掃を業とする者が、その事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきている。

しかし、これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車、運搬船等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため事業そのものの転換、廃止等も容易ではない実情にある。しかも、し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならない。また、海洋投入処分に対する規制の強化が実施されるときも同様である。

このような事情にかんがみ、この際、市町村が合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて合理化事業を実施することができることとし、また、転換計画を策定して市町村長の認定を受けた事業者に対し、国又は地方公共団体が金融上の措置を講ずるとともに、当該事業の従事者についての就職のあっせん等の措置を講ずるよう努めることとすることにより、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与せんとする趣旨のもとに本法が制定されたものであること。

2 合理化事業計画

市町村が合理化事業計画を定めるに当たっては、下水道の整備等により一般廃棄物処理業等が受ける影響を適確に把握し、将来の当該市町村における一般廃棄物処理業等の規模を適正に設定し、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持するために必要かつ十分な事業であって実施が可能なものを合理化事業として選定する等十分な検討を行うよう指導されたいこと。

なお、都道府県知事が行うこととなる合理化事業計画の承認に当たっては、合理化事業計画の適正を確保するため、特に慎重かつ公正を期されたいこと。

3 事業の転換に関する計画

市町村長が行うこととなる事業の転換に関する計画の認定は、国又は地方公共団体が講ずるよう努めるべきとされる転換事業者に対する金融上の措置の前提となる重要な行為であり、合理化事業計画の策定及びその承認とともに、法の運用の中樞をなすものであるから、特に慎重かつ公正な運用がなされるよう指導されたいこと。

4 その他

市町村に対する資金の融通等の措置、転換事業者に対する金融上の措置及び事業の従事者に対する就職のあっせん等の措置に関し、国が具体的に行う施策については、関係機関とも連絡のうえ、その内容が決定され次第おって通知するものであること。

なお、地方公共団体が講ずるよう努めるべきとされる転換事業者に対する金融上の措置及び事業の従事者に対する就職のあっせん等の措置については、今後諸般の検討を行い、適切な施策を講ずるよう努められるとともに、その旨貴管下市町村を指導されたいこと。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する 特別措置法に基づく合理化事業計画について

平成5年4月6日
衛環第120号 各都道府県廃棄物
行政主管部(局)長宛厚生省生活衛
生局水道環境部環境整備課長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「法」という）の趣旨及び運用については、既に同法施行通知等により示したところであるが、近年全国各地で下水道の整備が急速に進展していること、及び法に基づく合理化事業計画の策定の実態等にかんがみ、今後市町村が合理化計画に策定しようとする場合において、庁内関連部局の間で連携を図りつつ、法の目的及び趣旨に従って適正かつ円滑に策定及び実施することにより、一般廃棄物処理業等の業務の安定が保持されるとともに、廃棄物の適正な処理を図られるよう、下記の事項について留意の上、貴管下市町村に対する周知指導方よろしく願います。

また、別添のとおり本日付けで、建設省都市局下水道部下水道管理指導室長より、下水道の維持管理業務の民間委託に関する通知が行われたので留意されたい。

なお、本通知の内容については、建設省と協議済みであるので念のため申し添える。

記

1 法制定の趣旨

昭和50年10月21日付け各都道府県知事宛て厚生事務次官通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行について」の「1 制定の趣旨」に示すとおり、し尿の処理等一般廃棄物処理業等の事業の転換、廃止等が容易でない実情にあること、しかもし尿の処理等の適正な実施を確保するためには、これらの事業は下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前までその全体の規模を縮小しつつも継続して行われなければならない事情にかんがみ、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与しようとする趣旨のものであること。

2 合理化事業計画の策定にあたっての留意事項

(1) 合理化事業計画の内容

市町村が合理化事業計画を策定するに当たっては、上記事務次官通知の「2 合理化事業計画」に示すとおり、下水道の整備等により一般廃棄物処理業等が受ける影響を的確に把握し、将来の当該市町村における一般廃棄物処理業等の規模を適正に設定し、一般廃棄物処理業等の業務の安定を保持するために必要かつ十分な事業であって実施が可能なものを合理化事業として選定する等十分な検討を行うべきものであること。

なお、合理化事業計画の具体的な内容は、下水道の整備の推進状況、これが地域の一般廃棄物処理業等の経営に及ぼす影響の程度、その他当該市町村における社会経済事情により様々に異なり得るものであるが、他の市町村における策定事例の紹介等、市町村の担当者が合理化事業計画を策定するに当たっての実務上の参考となるような資料の作成については、今後厚生省において検討を行う予定であること。

(2) 合理化事業計画策定の時期

一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保の観点からは、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響等について、関係者に対して予め周知を図り、一般廃棄物処理業者等の自助努力を含めた対応を求めることも必要であることから、合理化事業計画については、下水道に係る事業計画等必要な資料が整い、当該市町村における下水道の整備について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降できるだけ早い時期に策定されることが望ましいと考えられること。

3 一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための措置

一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための措置としては、法第3条第2項において、合理化事業計画に定める事項として、一般廃棄物処理業等の事業の転換、経営の近代化及び規模の適正並びに資金上の措置が規定されているが、このうち事業の転換においては、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、し尿処理施設のそれぞれ維持管理業務、環境衛生及び清掃関係業務その他の市町村が民間事業者に委託することができる業務であって、地域の一般廃棄物処理業者等の知識、技術、経験等からみて、これらの者の事業の転換のための業務として適当なものも考えられることから、当該業務を所管する庁内関連部局との連携により、できる限りその活用に努めること。廃棄物行政主管部局、これらの庁内関連部局に対し協力を求めるに当たっては、当該業務の活用による事業の転換について、合理化事業計画に定められる他の措置との関係、計画全体の中で占める位置付け等を明らかにするよう努めること。

なお、農業集落排水施設の維持管理については、別添のとおり、平成3年12月20日付けで、農林水産省構造改善局建設部整備課総合整備事業推進室長より通知が行われているので留意すること。

4 市町村の庁内関連部局との連携協力

上記3に定める場合のほか、法が制定された趣旨を踏まえて一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持のための対策を講じる場合には、市町村の廃棄物行政主管部局は、庁内関連部局と緊密な連携を図ることにより、その趣旨が達成されるよう配慮すること。

5 その他

- (1) 都道府県廃棄物行政主管部局においては、合理化事業計画の策定及び実施その他法の運用について、管下市町村に対する指導、助言を行うとともに、必要に応じ関係市町村の間で連絡協力が行われるよう配慮すること。
- (2) 合理化事業計画の策定及び実施により一般廃棄物処理業等の業務の安定が保持されるためには、一般廃棄物処理業者等による自助努力が期待されることから、これを支援するため、市町村の廃棄物行政主管部局は、下水道の整備による経営への影響の見通しについての情報提供、事業の転換等業務の安定のために必要な対応についての助言、指導等についても、庁内関連部局との連携協力の上検討すること。